竹信三恵子著

『ワークシェアリングの実像

雇用の分配か,分断かり

評者: 逢見 直人

ワークシェアリングの哲学の探索

日本はデフレ経済に歯止めがかからず、失業 率が5%台で高止まりを続けている。こうした 中でワークシェアリングの関心が高まってい る。ワークシェアリングは,ヨーロッパで80年 代初頭から導入が始まった。当時ヨーロッパで は,低成長と高失業の問題に直面しており, 「労働者同士の連帯によって少ない仕事を分け 合おう」という労働組合の主張によって導入の 機運が高まったという。著者は,90年代前半に 欧州を訪れて、働く側の「下から発案」による ワークシェアリングの話を聞いていたが,近年 日本で急速に高まったワークシェアリングの議 論が、いきなり「賃金の削減による雇用の維持」 になっており、安心をつくる装置についての論 議が低調なことに疑問を抱き,あちこち取材を 重ねるうちに, ワークシェアリングの哲学が欠 けていることを痛感し,本書を執筆することに したという。

本書の冒頭で,著者は「いま必要なのは,働く人々が協力しあって生活の質の向上のために 仕事を分け合うというワークシェアリングの哲 学を生かすこと,そのために私たちが今持って いる多様な資源を動員し,私たちの働き方を, 足元から立て直すことではないだろうか」とい う問題を提起している。私も同感である。本書は,著者の「取材の旅」とともに,ワークシェアリングの哲学を探る内容となっている。

日本の「ワークシェアリング的試み」への疑問

本書は、「ワークシェアリング論の迷走」「日 本的ワークシェアリングを追って、「欧州の実 験」の3部構成になっている。第1部は,ワー クシェアリングの定義が論点になっている。ま ず,EU,OECD,ILOなど国際機関のワークシ ェアリングの定義を紹介しているが、これらの 定義に共通するのは、「1人あたりの労働時間 を短縮して仕事に就ける人の数または機会を増 やす」ということであり、賃金を減らすかどう かは定義に含まれていない。日本のワークシェ アリングの提案は経営側のイニシャティブで始 まった。著者の指摘によれば,70年代の日経連 のワークシェアリングの定義は「仕事を分け合 って失業者を少なくする」ことであったが,96 年に定義を変え、その後は必ず、ワークシェア リングの前後に「労働時間の削減に伴った賃金 の削減」「賃金を分け合う」といった枕ことば をつけることで,日経連型の定義を浸透させて いったという。

これに対して連合は99年の「連合白書」で「賃金低下を伴わないワークシェアリング」の必要性を説き、その後も、ワークシェアリングは必ずしも賃下げを伴うものでないことを繰り返し強調した。2001年10月の日経連・連合による「雇用に関する社会合意宣言」では、「雇用、賃金、労働時間の適正配分に向けた取り組み」が合意され、それ以後、賃下げが強調されることはなくなったが、著者は日本で「公正な配分」を妨げているものが何なのかということに疑問を抱き、「ワークシェアリング的なもの」の実態をつかむ取材に出かけた。

第2部では,ワークシェアリング導入の事例

が紹介されている。日野自動車は,賃下げを伴 うワークシェアリングの実践例としてマスコミ でも紹介されたが,著者の評価は,総人件費の 抑制には寄与したが、「雇用を創出したか、ま たは雇用を維持したか」については,成果はあ いまいであったと述べている。兵庫県は、県、 産業界, 労組の三者による「兵庫型ワークシェ アリングについての合意」に調印し,実施のた めのガイドラインも策定した。県はこのガイド ラインに基づき, 県による実験的な雇用創出策 としての「キャリアアップ・プログラム」を実 施した。このプログラムは2000年4月から2年 契約で,仕事がない18歳から29歳の若い層に県 庁の仕事を体験させるインターンシップ制の導 入であるが,著者はこれについて「新型の不安 定雇用を増やす合理化策にすぎないのではない か」という疑問を投げかけている。

著者はさらに、新潟県上越市の事例、郵便局の「郵政短時間職員」制度、東興7-ドサービス、日本ケミコン、カトウスプリング、ベネッセ、日本IBMなどの導入事例の取材を進め、その内容を紹介する。こうした取材の中で、ワークシェアリングは本来、生産性向上によって労働時間の短縮を可能にすると言う「企業側のメリット」、生活時間にゆとりを持たせるという「働く側のメリット」、そしてこれを前提にしたコスト負担についての社会的合意、さらにそれを裏付ける政策があるべきだが、が突出してしまっているのが、日本の「ワークシェアリング的試み」ではないかという疑問を提起している。

欧州におけるワークシェアリング

第3部は欧州におけるワークシェアリングの 検証である。まず取り上げるのは、フォルクス ワーゲンの93年協約である。これは労働時間の 短縮分に見合った賃金削減によって雇用を維持 する「緊急避難」的なものとして日本でも紹介された。これについて著者は,「同じ緊急避難型といっても,フォルクスワーゲンの場合は,女性の働きやすさを確保し,従業員が生活を維持するための策を周到にセットしたうえでの賃金削減によって解雇を防ぎ,結果として業界他社の労働条件の引下げに待ったをかけたもので,労働側主導のしたたかなもの」との評価を行っている。

欧州のワークシェアリング導入で最も注目さ れるのはオランダである。オランダは,政労使 の合意に基づいて,パートタイム化を促進し, 柔軟な働き方を進めてきた国である。私もオラ ンダモデルを調査したが、日本で考えられてい るように,パート労働イコール不安定というイ メージはない。そのベースになったのは,均等 待遇原則と,社会保障制度をパートにも広く適 用したことである。著者は、「オランダは非正 規雇用を組織の外へ放り出して脆弱な存在にし てしまうのでなく,組織統合して不安なく小回 りのきく労働を作る方法をとっている。」と評 価し、「労働で貨幣を稼ぎ、そのサービスを買 う仕組みを一定程度に抑え,残りを労働の直接 交換で行い、しかもこれを男女均等に分担する という発想だ。」と説明する。著者は,欧州の ワークシェアリングは、「短時間労働化で減っ た賃金を何らかの方法で補塡する手段を組み込 んでいる」と分析し,これに対し,ひたすら 「耐える」ことで問題解決を図ってきたのが日 本社会であると指摘する。

多様就業型ワークシェアリングの課題

さて,こうした著者の問題意識を念頭に,日本におけるワークシェアリングの議論の推移を簡単に見ておきたい。2001年10月18日,日経連と連合は「雇用に関する社会合意」推進宣言を確認した。このなかで「雇用の維持・創出を実

現するため,日経連・連合は多様な働き方やワークシェアリングに向けた合意形成に取り組み,労使は雇用・賃金・労働時間の適切な配分に向けた取り組みをすすめること。」が確認された。

2002年3月29日に,政府,日経連・連合は「ワークシェアリングについての基本的考え方」について合意した。その中で,「わが国の現状においては,多様就業型ワークシェアリングの環境整備に早期に取り組むことが適当であり,また現下の厳しい雇用情勢に対応した当面の措置としては,緊急対応型ワークシェアリングに取り組むことも選択肢の1つ」とされた。

多様就業型ワークシェアリングを進めるに は,現在問題となっているサービス残業と長時 間労働の解消やパートタイマーと正社員の賃金 格差解消,社会保険制度や税システムの改善や 負担のあり方に対する社会的合意の形成等の多 くの課題を整理していかなければならない。 2002年12月には政府,日本経団連,連合の三者 による「多様な働き方とワークシェアリングに 関する政労使」合意が公表された。三者合意で は, 多様な働き方を推進する視点と共有すべき 将来の目標として、 選択肢の拡大による新た な雇用機会の創出, 柔軟で多様な人材の活用 と生産性の向上, 働く側のライフスタイルに 合わせた自己選択の拡大、 NPOの拡充と地 域の活性化の4点が示され,多様な働き方/多 様就業型ワークシェアリングに向けた政労使の 取り組みとして,労使は, 多様な働き方の推 進, 仕事に応じた公正な処遇の推進, 労働 時間管理の適正化, 多様な働き方を推進する ための環境整備 / 人材育成・能力開発を挙げ, 政府は, 当面の取り組みとして,ア)ワーク シェアリングの普及促進,イ)業界,企業での 普及促進,ウ)多様就業型ワークシェアリング の実施企業における新規雇入れに係る既存の助

成制度の活用, 今後の更なる取り組みとして, ア)働き方に見合った公正・均衡処遇,イ)短 時間労働者に対する社会保険の適用拡大等を挙 げた。

一方,2002年12月4日に政労使雇用対策会議で取り交わされた「雇用問題に関する政労使合意」では,「労働側においては,企業の雇用維持努力に対応し,ワークシェアリングを含めた就業形態の多様化,生産性の向上やコスト削減など経営基盤の強化に協力する。また雇用コストを削減して雇用維持を図らなければならないような場合には労働条件の弾力化にも対応する。」ことが謳われている。ここでは,ワークシェアリングと,生産性向上,コスト削減が並列的に羅列され,ワークシェアリングが職場でのコスト削減手段として扱われている。

本書の問題提起に関して

このように,日本におけるワークシェアリン グの議論は, 当初の賃下げを伴う緊急避難型の 浮き足立ったものから,やや方向転換をしつつ ある。しかし,まだ著者のいうワークシェアリ ングの哲学が共有されているわけではない。多 様就業型ワークシェアリングの環境整備のため には、オランダのような均等待遇のルール確立 が不可決である。この問題については,2002年 秋から, 労働政策審議会雇用均等分科会におい て,通常の労働者とパートタイム労働者との間 の均等待遇問題を中心に,今後のパートタイム 労働者の労働対策の方向について検討が進めら れてきた。3月28日にまとめられた報告は,新 ガイドラインを作って行政指導で均等待遇を実 現しようとするもので,立法化は見送られた。 その議論の経過では,社会的なルールの形成の 仕方をめぐって,使用者側と労働側での意見の 隔たりが大きかった。

他方,税制面では,配偶者特別控除の一部廃

止が決定し,雇用保険でも,基本手当給付に関 わる短時間労働者と一般の区分が廃止された。 社会保険の適用については,2004年の年金制度 改正に向けて,パートの年収と労働時間要件が 引き下げられ、適用拡大がなされる方向にあ る。

サービス残業問題については,2003年春闘で も労働側の取り組み課題の1つとなった。また, 労働基準監督署による摘発件数も増加し,サー ビス残業問題がようやく「問題」として認識さ れ、改善への取り組みが始まったところである。 このように多様就業型ワークシェアリングの環 境整備は,ある部分は進みつつあるものの,全 体としてバランスのとれたものとなっていない のが実情である。

本書を貫く問題意識は、労働時間を削って雇 用の数を増やすワークシェアリングが、上から の切り分けとしての「雇用分断」に終わるのか、

生活の質の向上と雇用の安定を備えた「雇用分 配」「雇用の分け合い」になるのか、というこ とである。著者がこだわり続けているワークシ ェアリングの哲学は,日本ではまだ揺れ動いて いると言わざるを得ない。私も、ワークシェア リングの議論は、多様な働き方を認めあう社会 づくりにあると考えているので,著者のいらだ ちはよくわかる。だが労働コスト削減の圧力が 強いのも事実である。働き方を変えていくこと の努力は,決して平坦ではない。本書はワーク シェアリングの豊富な事例を紹介するだけでは なく、われわれが日本でこの問題を議論する際 の明確な座標軸を提示している。ワークシェア リングに関心を持つ方に是非一読を薦めたい。 (竹信三恵子『ワークシェアリングの実像 雇 用の分配か,分断か』岩波書店,2002年3月, xiv + 250頁, 2000円 + 税)

(おうみ・なおと UIゼンセン同盟政策局長)



ディーセント・ワークをめざす ILO の近刊 (英語版)

ご注文は、洋書店あるいは ILO 駐日事務所まで。 〒150-0001 渋谷区神宮前5-53-70、UN ハウス 8 F 電話03-5467-2701、FAX03-5467-2700

Corporate Success through People: Making International Labour Standards Work for You 「人を活かして企業が成功する国際労働基準の活用法 |

企業経営者が、国際労働基準を軸に人材を活用し、競争力を高める方法を多数の実例をもとに実証する。社会的経営の実践、質の高い人材の採用、差別の撤廃、労働条件、能力開発、労使関係、レイオフ、児童労働などをテーマに、アディダス、ダウ・ケミカル、GM、シェラトン、マリオット、バーガーキングなど多くの企業例を掲載。 N. Rogovsky, E. Sims 著 2002年刊 129pp. 2,500円

Codes of Conduct and Multinational Enterprises (CD-ROM)

「多国籍企業と行動規範 | CD-ROM 版

| シ 三 4 日上 未 こ | 1 主が入れる。 企業の社会的責任ある行動を推進するために採択された 9 産業部門の240規範を収録。結社の自由、団体交渉、非差 別と機会均等、賃金、安全衛生規準、労働時間、訓練、仕事の保障、児童労働、強制労働に関する諸規定を、ILOの 「多国籍企業と社会政策に関する三者宣言」(1977年)に照らして概観する。 2002年製作 Windows 9 x/Me/2000/NT 対応 4,500円

Youth unemployment and employment policy: A global perspective 「若年者の失業と雇用政策:世界の展望」

OECD 諸国で1千万人にのぼり、13%近い失業率を記録する若年者の失業問題について、その原因と結果を分析し 若年者労働市場の特徴を研究。若い労働力を良質な雇用に吸収することに失敗した多数の事例を検証し、教育・職業 訓練システムの役割を見直す。

N. O'Higgins 著 2001年刊 212pp. 2,750円

Organized Labour in the 21st Century 「21世紀の組織労働」 労働組合は、環境の変化にどのように対応しているのか。グローバル化された経済社会の中で、労働組合が果たす役割について、カナダ、インド、日本、韓国、スウェーデン、米国などで行った調査結果をまとめた一冊。 V. Jose 編 2002年刊 406pp. 3,000円